

認知症診断助成制度における診断後支援について

<部会提案で予算化された事項>

①認知症疾患医療センター(7ヶ所)での診断後支援

※令和3年度より、診断後支援が国により必須化された。

・診断後の専門医療相談・日常生活支援相談

全国に先駆けて令和元年5月より、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士等の専門職を増員しての相談対応を実施。

・認知症サロン

認知症に関する講演会、本人・家族の交流会、健康教室・栄養教室等を、令和元年度にモデル的に実施。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大したため当初中止していたが、10月ごろから感染防止に配慮しながら全センターで再開。(リモートでの開催、少人数での開催、個別面談方式、啓発資料の配布など)

②KOBEみまもりヘルパー事業の開始

令和3年3月より、認知症または MCI(軽度認知障害)の診断を受けた方を対象に、家族の負担軽減を含めた在宅生活への支援として、見守りや話し相手、外出の付き添い等を行う KOBE みまもりヘルパー事業を開始。

<診断後支援の検討事項>

①地域支えあい制度の構築(以下の事業の組合わせて実施)

- ・ふれあいのまちづくり協議会など地域団体が実施している既存の高齢者等のふれあい喫茶・ふれあいカフェなどに認知症の方が参加できるよう支援(専門職による認知症の方のケアを含む運営支援など)。

⇒認知症の方の本人発信やピアサポート活動への発展も視野。

- ・認知症の方を含む高齢者が認知症予防・介護予防に取り組むために、ふれあいのまちづくり協議会など地域団体を支援(専門職の講師派遣など)。

「認知症施策推進大綱」

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されている。

「ふれあいのまちづくり協議会」

概ね小学校区ごとに、自治会・婦人会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・子ども会・青少年育成協議会・PTA・ボランティアグループの方々が中心となって自主的に結成した組織。地域の福祉活動及び交流活動を企画・実施（市内193箇所）。

- ・認知症高齢者等の見守りについて、GPS端末以外へのメニュー多様化など、ICTの活用による複合的な支援。

※見守りが必要な方への対象拡大もあわせて検討（「GPS安心かけつけサービス」は認知症と診断された方が対象）。

- ・地域住民に対して、認知症サポーター養成研修や認知症高齢者等の声かけ訓練の実施などを通して、認知症に対する理解の促進を図りながら、担い手として地域活動への参画を促進。

※コロナ禍でも機能するような制度の構築が必要。

※地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）が活動を推進することを想定（地域団体への助言や地域住民への啓発活動など）。

②神戸市認知症ケアパス（平成30年度作成）の改訂

掲載内容のアップデートと充実（フレイル改善通所サービス、治験の情報など）を図る。

③認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組の推進